

(平成27年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

中国（広島）厚生年金 事案 3251

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和60年2月28日までA社に勤務し、同年3月1日からB社へ転属となったが、申立期間はA社に勤務していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にA社からB社に異動した複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社及びB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種であり、同時期にA社からB社に異動した同僚は、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和60年2月の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、当該同僚が保管している給与明細書において、同年2月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記同僚が保管する昭和60年5月の給与明細書に添付された書面から、当該同僚は、同年2月はA社において、同年3月はB社において厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60

年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は事業を廃止している上、当時の事業主は既に死亡しているため不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和60年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3252

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和60年2月28日までA社に勤務し、同年3月1日からB社へ転属となったが、申立期間はA社に勤務していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にA社からB社に異動した複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社及びB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種であり、同時期にA社からB社に異動した同僚は、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和60年2月の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、当該同僚が保管している給与明細書において、同年2月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記同僚が保管する昭和60年5月の給与明細書に添付された書面から、当該同僚は、同年2月はA社において、同年3月はB社において厚生年金保険の被保険者であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60

年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は事業を廃止している上、当時の事業主は既に死亡しているため不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和60年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3253

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和28年にA社に入社し平成2年まで勤務していたが、関連会社であるC社D事業所に派遣され、A社B事業所に戻った際の年金記録が空白であることが分かった。

申立期間もA社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答並びに同社から提出された申立人に係る労働者名簿及び健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和37年2月28日にC社D事業所からA社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年7月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成11年2月1日から同年5月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から12年3月1日まで

私は、申立期間にA事業所（平成11年11月にB社に名称変更）に勤務し、C業務のD職として従事していたが、当該期間の標準報酬月額が実際の支給額より低額で記録されており、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年7月から9年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、8年12月19日付けで、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（以下「新規適用日」という。）である同年7月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所において平成8年12月に在籍が確認できる複数の同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立人の弟の当該事業所に係る平成

9年2月分の給与支払明細書から、同人は、申立人と同様に減額訂正処理された同人の訂正前の標準報酬月額に相当する給与が支給され、当該支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、不納欠損に係る資料により、当該事業所は、新規適用日直後から厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年12月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額について同年7月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年7月から9年9月までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成9年10月から12年2月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の定時決定（平成9年10月1日、10年10月1日及び11年10月1日）において、9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成11年2月及び同年4月について、申立人が保管するA事業所の給与支払明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、平成11年3月について、申立人は、給与支払明細書等を保管していないが、申立人から提出された給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が、当該期間の前後の期間において同額であることから判断すると、同年3月についても、同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年2月から同年4月までの期間における申立人の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

他方、平成9年10月から11年1月までの期間及び同年5月から12年2月までの期間について、B社は、16年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主から回答が得られないことから、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3256

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は28万円、同年12月12日は27万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

申立期間①及び②に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除された後の金額が振り込まれた預金通帳を保管しているが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社B本社の事務担当だった旨回答している者から提出された「2003夏支給控除」（平成15年夏季分）及び供述並びに同僚が保有する申立期間①に係る賞与明細書、申立人から提出された預金通帳の写しから判断すると、申立人は申立期間①において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（平成15年冬季分）及び複数の同僚が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は27万8,600円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、上記預金通帳の写しによると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることが確認できることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「平成16年8月*日に強制破産され、社会保険に係る関連資料は破産管財人が管理した。」と供述しているところ、複数の同僚が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額及び上記預金通帳の写しの金額は、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」により確認できる配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、27万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月5日

私は、申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「21年夏季月分賞与」と表記された給与支払明細書及びA社の回答により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与支払明細書において確認できる賞与額から、40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（島根）国民年金 事案 1550

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月から60年6月まで

申立期間当時は、同居していた義母と一緒に国民年金保険料を、自宅を訪問する集金人を通じて毎月納付していた。義母については、納付済みの記録となっているが、私については国民年金の未加入期間と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が居住する地域の納付組織を通じて申立人の義母と一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間に係る義母の保険料が納付済みであることは確認できる。

一方、申立期間において、申立人の夫は共済組合の組合員であるため、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、任意加入被保険者はいつでもその申出により被保険者資格を喪失できるとされているところ、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では昭和58年9月に、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した記録が確認でき、申立期間に国民年金の被保険者資格を取得した形跡も見られないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、仮に申立期間の保険料が納付されたとしても保険料は、還付されることとなるが、その形跡も見られない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している納付組織の存在は確認できたものの、当時の集金人を特定することができず、集金を担当した経験のある者は、「当時、国民年金保険料以外の税金なども徴収しており、帳面を作って記録していたことは記憶しているが、いつごろ、誰の国民年金保険料を集金したかなどは分からない。」と主張しており、申立期間に係

る保険料の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿に、申立期間に係る国民年金保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、申立人は昭和55年から平成16年まで住所地及び姓に変更が無く、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1551

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年12月まで

昭和40年3月にA社を退職後すぐに、両親の勧めで国民年金に加入し、加入手続は母親が行ってくれ、母親から国民年金手帳を受け取ったと記憶している。国民年金保険料は、両親の自営の職場に集金に来た人に母親の保険料と併せて一緒に納付した。

昨年届いた定期便によると、申立期間の国民年金の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和45年2月頃にB市で払い出されたと推認でき、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は同年1月5日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳に同年2月28日に発行されたことが記載されており、この頃、国民年金の加入手続が行われたと考えられることから、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、申立期間当時、継続してB市に居住していることから、同市が申立人に対して複数の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考え難い上、オンライン記録等による検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての回答を得ることはできず、これらの状況が不明であるほか、申立期間に係る保険料が納付されたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1552

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月及び同年11月

免除期間について、国民年金の制度上追納ができることを知り、社会保険事務所（当時）の国民年金窓口で手続を行い、追納申出期間の国民年金保険料を全て納付したと記憶しているが、申立期間の納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成5年7月から6年3月までの国民年金保険料の追納について、15年7月11日に申し出ていることがオンライン記録から確認でき、申立期間前後の期間の保険料について、申立人は、同年7月及び同年12月は夫の賞与支給月であったので、当該賞与から保険料を追納したと主張しているところ、5年7月分から同年9月分の保険料を15年7月15日に、5年12月分及び6年1月分の保険料を15年12月22日に納付していることがオンライン記録から確認できる。

しかしながら、申請免除に係る国民年金保険料の追納は、10年以内の期間に係るものに限るとされていることから、申立人が申立期間直後の平成5年12月分及び6年1月分の保険料を追納した時点（15年12月22日）においては、申立期間の保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月

私は、A社（現在は、B社）から申立期間に賞与が支給された記憶があるが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における給与及び賞与の支払方法は銀行口座への振込みであったとしているところ、申立人の申立期間当時の普通預金口座の預金取引明細では、平成 19 年 7 月の給与とみられる入金の記事は確認できるものの、申立期間に係る賞与とみられる入金の記事は確認できない。

また、B社に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3258

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 39 年 12 月まで
② 昭和 49 年 10 月から 50 年 9 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から 60 年 7 月まで
④ 平成 2 年 10 月から 3 年 9 月まで
⑤ 平成 8 年 10 月から 9 年 9 月まで

私が勤務した事業所に係る申立期間①から⑤までの標準報酬月額の記録を確認したところ、毎年昇給があったにもかかわらず、実際に支給されていた給与額より低い額となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間に係る標準報酬月額は昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 39 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 2,000 円と記載されていることが確認できる上、当該期間の標準報酬月額が遡及して引き下げられるなどの不自然な点は見当たらない。

また、上述の被保険者原票から、申立人と同日の昭和 37 年 4 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 92 人全員の同資格取得時の標準報酬月額は 9,000 円と記載されており、このうち申立期間①の標準報酬月額が申立人と同額の標準報酬月額で推移している者が 32 人、残る 60 人もほぼ同水準で当該期間の標準報酬月額が推移していることが確認できることから判断すると、申立人の報酬月額のみが低く届け出られていた状況はうかがえない。

さらに、A社は、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

なお、申立人は、A社において、毎年昇給があつたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得時である昭和37年4月から39年9月までの標準報酬月額が1万円で変更が無いことに納得できないと主張しているが、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、厚生年金保険の年金額の算出に当たっては、44年11月以前の標準報酬月額で1万円に満たないものは全て1万円に読み替えることとされている。

申立期間②について、申立人のB社（現在は、C社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社が加入していた厚生年金基金の加入員記録を引き継いだ厚生年金連合会から提出された申立人の加入員記録（昭和50年1月から同年9月まで）によると、当該期間に係る標準報酬月額は3万6,000円と記載されており、これらはオンライン記録と一致している上、当該期間の標準報酬月額が遡及して引き下げられるなどの不自然な点は見当たらない。

また、C社の事業主の妻は、「当時の事業主及び事務を担当していた同人の妻は既に死亡しており、当時のことを知る者もおらず、関係資料も無いため、不明である。」としており、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間③について、申立人のD社（現在は、E社）F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間に係る標準報酬月額は8万6,000円と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該期間の標準報酬月額が遡及して引き下げられるなどの不自然な点は見当たらない。

また、E社は、「申立事業所であるD社F工場は、昭和60年8月に当社の関連会社であるG社にF工場の従業員を移籍させ、工場自体も閉鎖し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の関連資料は残っておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況、報酬月額及び厚生年金保険料の控除等は不明である。」と回答している。

申立期間④及び⑤について、H社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立期間④に係る標準報酬月額は12万6,000円、申立期間⑤に係る標準報酬月額は17万円と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該期間の標準報酬月額が遡及して引き下げられるなどの不自然な点は見当たらない。

また、H社から提出された、同社が申立人の所属した施設長に通知したとする「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬の決定について（通知）」には、申立期間④については12万6,000円、申立期間⑤については17万円の標準報酬月額及び当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が記載され、上述の決定通知書の標準報酬月額と一致していることから判断すると、申立期間④及び⑤において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、H社は、上述の決定通知書等以外に当時の資料が残っておらず、申

立期間④及び⑤における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除に係る詳細は不明であるとしている。

このほか、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該標準報酬月額に基づく保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。